

第5回有識者懇談会 議事要旨

日 時：平成20年8月27日（水）18時30分～20時30分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. 各論の検討（3）会社法と金融商品取引法の問題①

内部統制報告書及び同監査報告書と定時株主総会

議事内容

各論の検討（3）

会社法と金融商品取引法の問題①—内部統制報告書及び同監査報告書と定時株主総会—

—

1. 会計監査（会社法と金融商品取引法）と監査役（論点整理1）

事務局より、標題について説明があった。

事務局（武井委員） 「資料1-1」と「資料1-2」の二つあります。今までの2回は、「資料1-2」のような長いもので説明をしていましたが、焦点がぼけてしまう可能性もあり、今回は「資料1-1」の「エグゼクティブサマリー」を作りましたので、そちらを中心に、適宜「資料1-2」を参照してください。

「金商法上の内部統制報告書及び監査報告書を、きちんと経営者が定時総会の中で株主に説明するべきではないか」というのが、関会長からの問題提起でした。これをどのように考えるかということで、「一 政策論・価値判断論」は、金商法上の内部統制報告書と監査証明の主な内容は、定時総会において、経営者からの説明義務の対象事項かという、政策論・価値判断論についての議論をお願いします。

この価値判断論に関しては、濃淡いろいろあるかもしれませんが、最終的には「二」以降の手段の、「どういう手段が現実的に可能なのか次第ですね」という話になるのかもしれませんが、いずれにしても、「政策論・価値判断論について、どう考えるか」という根っこの部分の議論をいただきたいと思います。

その前提として、「注1」と「注2」を付けています。「注1」は、「上場会社においては、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人とが同じ者である」というように、単純化しての議論をお願いします。「注2」は、内部統制報告制度は、実際にまだアウトプットは出ていない状態ですので、適用初年度はいろいろあるけれども、適用2年目以降は落ち着くのではないかという、初年度、2年目ということ、若干頭の片隅に意識して、論点を検討していただきたいと思います。

「二」以降は、手段を書いています。関会長の言う、「定時総会において説明してください」ということであれば、通常考えられる手段は、会社法上はどのようになっているのかを考えることになると思います。「会社法ルート」という言葉を使って書いています。

現行の会社法において、事業報告及び監査役監査報告という2カ所において、関会長の言う、内部統制報告書の中身を株主に説明するというツールが存在します。事業報告に関しては、「会社の現況に関する重要な事項」というところに書くこともあり得るかもしれませんが、「脚注1」にあるように、事業報告の記載事項には、「取締役会決議について、その概要を書く」というのがあるので、そちらに書くというルートもあるのかもしれませんが。

いずれにしても、現行の事業報告の中で、監査証明を受けた内部統制報告書の内容を書く受け皿はあるのではないかと。「書け」とははっきり書いてはいませんが、「書こうと思えば書く場所はある」ということは、少なくとも言えると思います。

監査役監査報告は2カ所あります。一つは、事業報告の記載がきちんと会社の現況を説明するかどうかという部分。要するに、内部統制がきちんと整備・運用されているかどうかに関する監査役の意見と、内部統制報告書は会計監査に密接に絡んでいますので、会計監査の方法と結果の相当性という監査役の会計監査に関する意見、「業務監査の個所」と「会計監査の個所」の2カ所において、監査役は内部統制報告の内容を踏まえて、会社法上の監査役としての意見を述べることになるのではないかとということです。

「二-1」に書いてあるのは、会社法で考えているのは、決算取締役会を仮に5月中旬とすると、5月中旬の決算取締役会の段階で、事業報告及び監査役監査報告をファイナルにするという段階で、重要な欠陥としてどのようなものがあるのか。恐らく、大半は把握されていると考えていいのかどうかということです。

理由の「(1)」と「(2)」に書いているように、金商法の内部統制報告制度は、3月末の時点での重要な欠陥の部分という、ある意味、3月末の時点ですばっと切ったスナップショットになっていて、運用プロセスのテストなど、適用初年度はいろいろあるかもしれませんが、適用2年目以降は、少なくとも3月末までにはきちんと確定していることが考えられるのではないかと。もしくは、3月末の段階で、ある程度終わらせていることが期待されるのではないかとということが一つ目です。

二つ目は、会計監査人の会社法上の監査意見は計算書類の適正さであり、その過程で重要な欠陥も見えて、「脚注2」にあるように、内部統制監査の過程で、会社法監査の終了日までに、内部統制監査の結果に関して経過報告をすることになっています。

小委員会も含めて、現実にヒアリングをしたところの理解からすると、通常の場合であれば、計算書類の適正さと会計監査の方法と結果の相当性について、監査役が意見を述べるときまでに、重要な欠陥はほとんど把握されているのではないかと。制度を始めてみないとわかりませんが、予想される世界の中では、確定しているのではないかとという意見がありました。2ページの「Q」は、今のところに絡んで、「5月中旬の段階で判明しない重要な欠陥には何があるのか」ということで、議論として二つ出ました。

「(1)有報の作成プロセスに係る決算・財務報告プロセスの評価の検討」は、既に監査基準などでも言及があるところですが。現実問題として、有報の作成は5月中旬までには行

われていない、作成プロセスが6月上旬・中旬までずれ込んでいます。前年度の有報の作成プロセスを基に意見を述べる人もいるかもしれませんが、監査人によっては、「その年の有報が作成されないと評価に対する監査意見が述べられない」となると、6月上旬・中旬の有報の完成まで、有報の作成プロセスに係る内部統制上の評価なりが会社からも出てこなくて、そのうえで、監査人としての意見も出せないということになることがあります。

「(2)」は、会社法監査の作成日付は、例えば5月中旬とすると、金商法監査の作成日付は今年の3月から緩和されていますが、多くの会社が6月末になっています。この6月末とのずれに伴う後発事象があった場合、3月末の重要な欠陥の認定において、金商法の部分が最終的に6月末まで意見が開示されないことに伴い、3月末の段階での重要な欠陥の認定に影響があるのではないかという議論があります。この後発事象問題は、内部統制のものに限らず短縮をしたほうがいいのではないかという議論もあります。

重要な欠陥がなかった会社であれば、3月末までの段階で、「重要な欠陥なし」と言われれば、会社法ルートであれ、5月中旬の段階で前倒しの開示をすることは問題がないのかもしれませんが、逆に、「重要な欠陥があるかもしれない」と言われた場合、もう少し運用テストなり何なりをして、その結果で、「重要な欠陥あり」と言われているのを、「それならなしにしてもいい」という経営者と会計士との意見の調整が、5月、6月までずれ込んでいる場合がありますのではないかという指摘もありました。

そうすると、会社法ルートでぽんと5月中旬で、「重要な欠陥があったか、なかったか」という開示をするとすると、本来であれば、6月末まで交渉できたのが、なぜ、5月中旬の段階で割り切って出さなければいけないのか。重要な欠陥がなかった会社にとっては問題がないのかもしれませんが、「あるかもしれない」と言われている会社にとっては、5月中旬の段階で、会社法ルートで意見を言うことに関して、「何でそんなことするのか？」という躊躇があり得るかもしれないという指摘もありました。この「・」のところは、「そんなことはないんだ」という意見があれば、ぜひ言ってほしいのですが、そういう指摘がありました。

それを踏まえて、会社法ルートで開示するとどのようにやるのか。イメージの例にすぎませんが、例えば事業報告で言うと、「例1 金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき『重要な欠陥』は、今年3月末時点で特に存在していません」と。細かく正確にやるのであれば、なお書きみたいな感じで、「有報の部分だけ除く」という開示を、事業報告の5月中旬の段階で行ってしまうことがあります。

重要な欠陥があるかどうか、疑わしい会社に関しては、もしどうしてもそれが嫌であれば、「例2」のように、「現在調整中です」みたいに書く開示もあるのかもしれませんが。

「調整中である」と書くだけでも、総会の場で質問があれば、どうなったのかという結果は言わなくてははいけませんし、すぐに有報を出さなくてははいけないので、定時総会の日には、「重要な欠陥があったか、なかったか」は決まっているはずなので、「例2」の記載

であっても、今よりは前に進む話だという気はします。

「例3」の監査役監査報告は、現行の記載とは少し変わり、先ほどの内部統制監査基準にもあるとおり、監査役としては、取締役及び監査人から、金商法に基づく内部統制報告書において、「指摘すべき重要な欠陥の有無についても報告を受けました」ということを、きちんと監査役監査報告に書き、そのうえで、「事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます」という話と、「内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます」という話と、「当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません」という話があります。

この「指摘すべき事項は認められません」というのは、会社法的に言うと、取締役の善管注意義務に反するような職務執行はない。要は、内部統制システムの整備・運用における、取締役の善管注意義務に関しても、特に善管注意義務違反は認められませんというのが、この「指摘すべき事項は認められません」というところに込められています。最後に、「会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます」という話、こうした監査役の監査報告を、5月中旬に述べることになることが考えられます。

有報の作成プロセスなどが、5月中旬のあとにファイナルした場合には、「3」に書いているように、必要であれば、ウェブ修正などで対応することになります。事業報告に関しては、「例1」のなお書きを消すとか、「例2」に関する最終調整が終わったのであれば、「最終的に重要な欠陥はなくなりました」と書くとか、いろんなウェブ修正の対応があり得る気がします。

「4」は、若干細かいようですが、実務的にはそれなりに大事な問題だと思います。重要な欠陥の有無に関して、最終的に内部統制報告書及び内部統制監査報告書は、有報とともにでないと開示がされないという前提で、ここは話をしていますので、現行の法制度のもとでは、定時総会の後にならないと、内部統制報告書と内部統制監査証明書の本体は、公衆縦覧には付されない、金商法での開示はされないという前提で、この議論は進めています。

その中で、5月中旬の段階で、会社が重要な欠陥に関する情報を会社法ルートで開示することについて、重要な欠陥の有無が、インサイダー取引規制上のインサイダーなのかどうかを若干気にしておいたほうが良いと思い、こういうことを書いています。会社法上の開示をしたところで、インサイダー取引規制上の公表には条文上は当たらないので、どうしようかということです。

ただ、この点に関しては、私の理解が間違っているかもしれませんが、重要な欠陥の有無に関しては、東証における適時開示の対象にしないという議論であったと理解していますので、「166条」のインサイダー情報に関する公権的解釈をする場ではありませんが、通常は重要な欠陥の有無は、インサイダー取引規制上の重要事実には該当しないと考えきっていいのかどうか、ここで確認したいと思っています。

6月末の段階が多少早まっても、6月初旬であれ、中旬であれ、有価証券報告書を仮に前倒しで出せるとしても、その程度までしか前倒しができないとすると、会社法ルートで情報が5月中旬に出ることに関して、インサイダー取引規制上の支障はないことは確認しておきたい点だと思いますので、「4」を付けています。

「5」は、以上のような会社法ルートに関して、事業報告や監査役監査報告のひな型で周知していくという話と、さらにそれを超えて、法務省令を変える、変えないということまで必要でしょうかという制度の話です。これに関しても、選択肢として、議論をお願いしたいと思います。以上が、会社法ルートの話です。

続いて、「三（会社法）+金商法ルート」は、関会長の思いからすると、会社法ルートで対応するのが本則になると思いますが、会社法ルートではなく、金商法ルートでどのようなことが可能かということで、「（会社法）+金商法ルート」という選択肢について、どう考えますかというものです。

「1」は、理論的に内部統制報告書とか内部統制監査証明書だけを先行して、それだけを先に出す、EDINETで開示することは、机上の選択としてはあり得るのかもしれませんが、あくまで現行の金商法が、有価証券報告書と一緒に出すことになっていることと、友永様の「資料6」にあるように、ぱらぱら出すのはおかしいということなので、基本的には、有報が対外的に正式にEDINETで出るときまで、内部統制報告書なり内部統制監査証明自体も、公衆縦覧には付されないという前提でこのペーパーは考えていますので、ぱらぱら一部分だけが公衆縦覧されるという選択肢は考えていません。有報が出るときに、一緒に全部公衆縦覧に付されるという前提で、このペーパーは議論をしています。

5頁に図があります。有報のイメージ図ですが、このイメージ図が正しいかどうかも議論をお願いしたいと思います。有報の中に、財務情報と非財務情報があり、非財務情報は「(B)」、「(C)」、「(D)」と3種類ありますが、その中に財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項と、非財務情報の中で、今回の内部統制報告書を作成するにあたり、「(B)」の部分まで完成させないと、その作成プロセスに対する内部統制報告も述べられないということで、有報の情報の中に、「(A)+(B)」の作成プロセスが、内部統制報告書上の評価の対象になっているところがあります。

内部統制の評価の対象になっていない、「(C)」と「(D)」がありますが、「(C)」と「(D)」をあえて分けたのは、現行法では「(D)」は、定時総会を物理的に終えないと法的にファイナルにならない。あらかじめ埋めておくことは可能ですが、法的にファイナルにならない事項、例えば、添付書類の中に定時総会で報告した計算書類を付けてくださいますか、もしくは、総会で選ばれた役員というような情報が「(D)」としてあり、この「(D)」の存在により現行法では、有報自体は定時総会后にならないと、中身を書きしておくのは勝手ですが、法的にはファイナルにならない状態になっています。

この図を基にして、何を言いたかったかというと、内部統制報告書及び監査証明書の記載の対象になるのは、「(A)」と「(B)」ですので、有報の6月末の「(C)」と「(D)」まで全

部完成しないと、内部統制報告及び監査証明も終わらないという話ではないということの確認です。

「脚注7」にも書いていますが、財務諸表の監査報告に関して、今年の3月に、「日付を定時総会後にしないといけない話ではない」というふうに変わっていますので、内部統制報告書の作成日付は、例えば6月上旬・中旬とすると、「(A)」と「(B)」が6月上旬に完成したのであれば、それに対する内部統制監査証明も、それに対する監査の終了した時点ということで、6月上旬にできるのではないかということの確認です。

作成日付をその段階にするということは、その段階で監査人から会社に内部統制監査報告書の交付は受けているので、それを踏まえて、会社の人々が財務諸表に関して行っている開示と同じように、重要な欠陥に対してこういうふうになっているということを書くのはなかなか難しいのかもしれませんが、重要な欠陥に関するファイナルな結果は6月上旬に得られているのではないか。それを先ほどの会社法ルートの中でも、ウェブ修正などを含めて出してくることは考えられるのではないのでしょうかということ、ここに書いています。

会社法ルートがある中で、金商法も会社法ルートでやることに何ら支障になっているわけではないことを説明したのが、「1」と「2」の説明です。5頁の「3」は、さらに金商法の府令を変えるとか、制度的改正まで必要かどうかということ、そのうえで議論をしていただければと思います。

例えば、制度的改正の議論としてあるのが、選択肢の一案としては、「(D)」の部分はどうするかという議論があり得るのかもしれませんが、金商法の「1」と「2」の部分で、会社法ルートでの開示に、何か金商法が支障になっているのか。今のペーパー上は、「支障になってない」という整理になっていますが、それでいいのかどうかを議論のうえ、ご確認をいただければと思います。

「四」は、今の制度論の話よりも、実際に現場ではどうなのかということが当然大事になります。こういうかたちで、会社法ルートで5月中旬の段階、あるいは6月上旬の段階で、会社のほうで事業報告ないし監査役監査報告で内部統制報告の中身を開示することになった場合、当然そういうメッセージをきちんと世の中に送っておかないと、今の社内の事務体制がそうなっているのかどうか、そう認識していない会社もあるかもしれないので、きちんとしたメッセージを出していかなくてはいけないのではないかと、経営現場の皆さん、会計士の皆さん、監査役の皆さんとしては、どのような点を注意喚起していく必要があるのかという議論をしていただければと思います。

特に監査役に関しては、監査役がこの内部統制においてどのような役割を果たすべきかにも絡みますし、さらに言うと、会社法上の会計監査における監査役の役割の実効化にも絡みますが、どのような点を監査役にやってもらう必要があるのか。特に会計士からは、連係のことを含めていろんな意見があると思いますので、そういう点をきちんと監査役に向けてメッセージを送っていく必要があるのではないかと書いています。関会

長の言われた点について、法律的に解析した現状の結果は以上のとおりです。

2. 意見交換

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 現状の監査役監査報告においても、内部統制システムに関する記載がされている。監査役監査報告を通じて内部統制に関する何らかの開示をするとの提案については、現状とどの程度違うのか。現状においても財務報告内部統制も含めた判断について記載していると理解できるのではないか。
- ・ 内部統制報告書自体に株主総会の意思決定に必要なことが書いてあるわけではなく、内部統制報告書を株主総会に提出することは不要ではないか。経営者や監査役が事業報告や監査報告でその内容について指摘することで足りるのではないか。
- ・ 内部統制の問題は経営そのものである。実際にコストも相当かかっている。したがって、内部統制への対応についてはそれがどういうことを目的にしているのか、どういう成果を生んでいるのか、課題は何かなどについて、当然株主総会で議長が触れることになるのではないか。
- ・ 監査役監査報告への記載については、現状の監査役監査報告の内容であっても、作成時点での内部統制の状況について経営者や監査人とも意見交換し、確認しなければ書けないはずである。更に新たに何かを決める必要はなく、今の状態でも十分対応出来るのではないか。監査役監査報告作成時点で問題があれば監査人は説明するはずであり、問題がなければという話が出るのではないか。監査役監査報告を作成した後には何か起きたとしても、それは後発事象として割り切れれば整理できるのではないか。
- ・ 現状のままでも株主総会で説明されるという保証はどこにもないのではないか。事業報告には内部統制に関する取締役会決議の概要を記載するのみであり、どのような運用がされ、どういった結果になっているのかについては、会社法上必須の記載事項とはされていない。この点が最大の問題であり、経営者が内部統制の運用状況並びに運用結果について、株主総会で報告し、責任を全うすることが重要である。内部統制報告書が内部統制の運用結果の報告であるとするれば、その内容を株主に対して報告することが、不祥事防止あるいは内部統制のさらなる充実につながっていくということではないか。
- ・ 監査人の監査報告書は、監査の対象となった財務諸表や財務報告が含まれる有価証券報告書及び有価証券報告書と併せて提出される内部統制報告書とセットで公表されることを前提に作成するものであり、開示書類と切り離して、あるいは開示書類の一部のみと併せて公表されることを予定していない。
- ・ 対応体制の整った会社では、早い時期に内容も確定し、監査報告書も出せると思われる。例えば3月決算の企業で、5月末に内部統制報告書の作成も監査報告書の作成もすべて終わっている状態で、総会日が終わらなければ財務諸表等が公開できないとい

う現状については改善の余地があるのではないか。有価証券報告書を総会日前に提出でき、EDINET上に公開されていれば、それについて、総会で経営者が言及して報告をすることは可能ではないか。

- 有価証券報告書の早期提出に関して現行法上ネックになっているのは、内閣府令において、株主総会に提出した書類を添付するものとされている点であると思われるが、こうした情報がどの程度必須のものかという点と、実務上早い時期に作業が終わっているのであれば、早く開示される方が投資家にとって望ましいのかという点との利益衡量の問題であり、早期提出を可能とすることも十分考えられるのではないか。
- 有価証券報告書の提出を株主総会前に行うとすれば、5月上旬に行われる決算取締役会に諮ることになると考えられるが、その段階で重要な欠陥の有無を含む内部統制報告の基本事項ができていくということになるのか。
- 企業と監査人の双方がそのつもりで努力をすればできないことではないのではないか。期末時点での内部統制評価が適切に行われ内部統制報告書も作成されているのであれば、それに対する監査報告書を早期に作成することは可能である。
- 内部統制報告書については、5月に作成することも可能だと思われるが、有価証券報告書については、記載すべき情報量も多く、作成時期を例えば6月中旬に繰り上げることは可能でも、それ以上に早めることは実務上難しいのではないか。
- 「重要な欠陥」がインサイダー規制上の重要事実にあたるかどうかについては、インサイダー取引規制におけるバスケット条項の適用の問題になるため、個別ケースごとに判断していくことになるのではないか。東証の適時開示において、重要な欠陥の有無自体は適時開示の必要はないという運用が行われている前提には、同時に有価証券報告書が開示されることとされており、その財務諸表が適正とされるのであれば、「重要な欠陥」の存在が必ずしも財務諸表の虚偽表示と結びつくものではないことから、そのこと自体を必ずしも大きな問題として捉えないということであろう。ただ、監査報告で「重要な欠陥」の有無について「調整中」であるという情報だけが開示されたときにマーケットにどのような影響を及ぼすのかについては、よく考える必要があるのではないか。調整の結果、決算数字に影響が出るのかどうかを併せて開示するなどの対応を詰めて検討する必要があるのではないか。
- 事業報告で重要な欠陥の開示があった場合、開示された重要な欠陥のほかに、それに起因して発生した事象に関して適時開示が必要なケースが想定され得ることから、適時開示すべきかどうかについては考慮すべき点があるかもしれない。
- 事業報告の作成時点で、会社法上の計算書類については監査意見が確定しているにも関わらず、それでもやはり有価証券報告書の内容がすべて固まらぬと内部統制監査の意見も出せないということになるのか。
- 計算書類の監査時点では適正とされていたが、有価証券報告書の段階で異なる意見が出されることも、論理的にはありうる。会社法上の監査意見が出ていれば十分と考え

てよいかどうかは、よく詰める必要があるのではないかと。

- 期末時点で重要な欠陥があるとされていても、内部統制報告書の提出までの期間に改善するべく調整するということが想定されると考えてよいのか。そういった状況であれば、「調整中」である旨を開示することも考えられるのではないかと。
- 制度上は、期末日以降内部統制報告書の提出までの間に改善を進めるということも想定しているのではないかと。
- 適用初年度は、重要な欠陥についての指摘が頻発する可能性もある。初年度の結果が絶対的なものとは考えず、制度が定着する2年目以降の話と分けて考える必要があるのではないかと。
- 内部統制報告書の提出までにすべて整備されているかどうかで勝負が決まるわけではなく、むしろそれをどう改善していくかのプロセスを示すことにポイントがあるのではないかと。あまり「調整」するというよりも、重要な欠陥の存在とその改善プロセスを適切に開示することの方が評価されるというのが理想なのではないかと。
- まだ内部統制報告書がどう作成されていくかという実務がみえていない中で、株主総会の報告事項とすることにどういう効果があるのか、現実問題としてよく考えた方がよいのではないかと。実際の運用を踏まえたうえで、すべての上場企業が対応できるような方策を検討する必要があるのではないかと。
- 現行の会社法においても、事業報告や監査役監査報告の作成時点で重要な欠陥の存在が判明していれば、それを指摘すべきであると読めるのではないかと。重要な欠陥は、会社法施行規則120条に定める「対処すべき課題」に当然該当する。また、重要な欠陥について事業報告で全く言及していないということであれば、事業報告が会社の状況を正しく示していないとして監査役が指摘することになるのではないかと。現行法の下ではこうした実務対応が行われないというのであれば、事業報告や監査報告のひな型で対応を示し、普及させることで改善されていくのではないかと。
- 常識的な対応をする企業であれば、内部統制上の問題があれば適切な説明がされると考えられるが、不祥事を起こすような問題ある企業ほど、そうした適切な説明を行わないのではないかと。何らかの強制力を持たせなければ、制度が上手く機能しないということも考えられるのではないかと。
- 重要な欠陥について事業報告に記載するにあたって、内部統制報告書において指摘すべき重要な欠陥を一律にすべて記載せよ、ということなのか、あるいは、「対処すべき課題」に該当すると判断される場合には記載せよという趣旨なのかも整理する必要があるのではないかと。一律に記載する趣旨だとすれば、金商法上の内部統制報告書及び監査証明が会社法上もそもそも義務付けられていなければならないという議論になると思われ、その是非を議論する必要も出てくるのではないかと。
- 企業が守るべき規範は、各種の業法など金商法以外にも多数ある。それらの義務との関係をどう整理するのかについても検討すべきではないかと。金商法の内部統制制度に

ついてのみ格別に言及することの意味をよく考える必要があるのではないか。

- 会社法の施行により、各企業の内部統制に対する取り組みは大きく変わったのではないか。そのうえで、内部統制のさらなる充実を目指した金商法の取り組みが行われるということを踏まえれば、会社法の開示書類を通じて内部統制の全般的な方針のみならず運用の結果についても経営者が自ら株主に報告するということの何らかの強制があってしかるべきではないか。株主総会で報告をするという緊張感は、不祥事防止の観点から大きな効果があるのではないか。
- 財務報告内部統制の本来の趣旨は、重要な欠陥が判明した時点で何らかの情報を投資家に開示するという事柄ではないか。初年度は難しいとしても、今後は株主総会を待たずとも、速やかに何らかの開示をするという道を検討しておくべきではないか。
- 現在の会社法あるいは会社法施行規則では、内部統制の運用の結果まで記載するものはされていないが、そもそも経営者には内部統制について説明する責任があるはずであり、その点に関する会社法上の制度整備がきちんとされていないという点に問題があるのではないか。
- 初年度から安定した制度運用は難しいと考えられるため、重要な欠陥があれば株主総会で報告することや監査役監査報告で指摘するという事を初年度から要求するのは難しいのではないか。2、3年が経過し、制度が安定してきたときに制度化することが適切ではないか。
- 適切な対応をする企業であれば現行法の下でも報告するという事であれば、制度化しても困ることはないのではないか。一部の不適切な企業が不祥事を起こすことを防ぐために制度化し、適切に対応しない企業にはサンクションが加わるということを会社法上の制度として取り込んではっきりさせていくことが望ましいのではないか。
- 内部統制については、整備状況と運用状況を適切に評価することがベースにある。会社法は「整備」という視点を中心に行っていることから、「運用」についてはあまり議論されていない。そのため、その評価をするかしないかは全く企業側に任されることとなり、その結果企業間においてかなりの温度差があるのではないか。
- 重要な欠陥については、開示すること自体が目的ではなく、改善のプロセスを示すことが重要であり、財務諸表や会計数値と切り離した形で開示させることにはあまり意味はないのではないか。

以上